

戸籍制度改革のさらなる推進に関する 国務院の意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 2014年7月30日に「戸籍制度改革のさらなる推進に関する国務院の意見」（中国語名「国务院关于进一步推进户籍制度改革的意见」、以下「意見」）が発表された。
- 中国政府は、1958年に全国民を「都市戸籍」と「農村戸籍」に分けて地域別に人口の登録・管理を行う戸籍制度を設けた。その主たる狙いは農村から都市への移住抑制であった。1992年以降、市場経済化の過程で、都市・農村間の労働力移動に対する規制は緩和されたが、社会福祉等の公共サービスには戸籍や地域の違いによる不平等が残っており、都市化の阻害等を通じて経済・社会の持続的発展が妨げられる恐れがある。こうした状況を受け、2013年11月発表の「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」で、戸籍制度改革をさらに強く推し進めるとの方針が打ち出されたが、今般この「意見」で改革の内容がより具体化された。
- 「意見」は、3つの分野で戸籍制度改革を一層推進していく方針を示している。具体的には、①戸籍移転政策のさらなる緩和（例えば、人口規模が小さい都市ほど自由度の高い戸籍移転政策を実施すること等）、②革新的な人口管理制度の導入（例えば、都市・農村統一の戸籍登録制度への移行、半年以上滞在の非地元戸籍保有者を対象とする居住証制度の導入等）、③都市に常住する非地元戸籍保有者の法的権利の保護強化（例えば、農業移転人口の「農地請負経営権」、「宅地使用権」、「集団収益分配権」（いわゆる「三権」）の保護強化、都市常住者に対する公共サービス（教育・医療・住宅保障等）の提供平等化の推進等）、である。
- 「意見」には、戸籍制度改革に関わる組織・リーダーシップの強化策も盛り込まれている。例えば、地域の特徴に合った改革案の策定の他、戸籍制度とその関連分野の改革を推進する必要性を国民に知ってもらうための広報活動やモデル都市の事例紹介等により、戸籍制度改革が推進しやすくなるような世論・コンセンサスを形成する構えだ。

【構成(概要)】

「戸籍制度改革のさらなる推進に関する国務院の意見」

(国発 [2014]25号)

成立日：2014年7月24日、発表日：2014年7月30日

1. 指導思想・基本原則・目標：大中小都市間の協調的発展、産業発展と都市化の調和、秩序ある形での農業人口の都市への移転促進等を指導思想とし、戸籍制度改革を一層進める。基本原則は「秩序立った形、積極的かつ適切な方法での推進、個人意思の尊重、地域の特徴への十分な配慮、基本的な公共サービスの平等化の全面的推進」とする。2020年までに経済・社会の発展に相応しい戸籍制度を構築し、地元戸籍を持たぬ約1億人の都市移住者への地元戸籍付与を果たす。
2. 戸籍移転政策のさらなる緩和：人口規模が小さい都市ほど自由度の高い戸籍移転政策を実施する。①50万人以下の建制鎮・小都市では、全面的に自由化する、②人口（市街地人口、以下同じ）が50～100万人の中規模都市では、秩序立った形で規制を緩和する、③人口が100～500万人の大都市では、戸籍移転の条件を合理的に定める、④人口が500万人以上の超大都市では、人口規模を厳格に抑制しながら、ポイント制の導入等の形で規制を段階的に緩和する。
3. 革新的な人口管理制度の導入：都市・農村統一の戸籍登録制度への移行とそれに合った教育・医療・就業・社会保障・住宅制度等の整備、半年以上滞在の非地元戸籍保有者を対象とする居住証制度の導入、居住登録情報の充実と人口統計の整備等を通じた人口情報管理システムの構築等。
4. 都市に常住する非地元戸籍保有者の法的権利の保障強化：農業移転人口の「農地請負経営権」・「宅地使用権」・「集団収益分配権」（いわゆる「三権」）の保護強化、都市常住者に対する公共サービス（教育・医療・住宅保障等）の提供平等化の推進、都市に移住した農業移転人口の市民化とリンクした政府間財政移転支出制度の構築等。
5. 組織・リーダーシップの強化：地域の特徴に合った改革案を策定する。戸籍制度とその関連分野の改革を推進する必要性等を国民に知ってもらうための広報活動やモデル都市の成功事例の紹介等を通じて戸籍制度改革が推進しやすくなるような世論・コンセンサスの形成を図る。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content_8944.htm

から入手可能（2014年9月2日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。